当該仮想通貨の仕組み	
その他事項	

（記載上の注意）

1．原則、取り扱う仮想通貨ごとに記載することとすること。

2．「仮想通貨の単位」は、取り扱う仮想通貨の計算単位について記載すること。

3．「当該仮想通貨の仕組み」は、仮想通貨の発行方法や取引の認証方法等、当該仮想通貨の仕様について簡潔に記載（又は図示）すること。

4．「その他事項」は、発行者の有無、取り扱う仮想通貨が有するリスクその他利用者が認識すべき当該仮想通貨の特性について簡潔に記載すること。

5．取り扱う仮想通貨の概要について記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第７面の次に添付すること。

（第８面）

9．法第63条の11第１項に規定する管理の方法

利用者の金銭の管理方法	
利用者の仮想通貨の管理方法	

10．仮想通貨交換業の他に行っている事業の種類

（記載上の注意）

日本標準産業分類表細分類により記載すること。

11．加入する認定資金決済事業者協会の名称

（第９面）

12．登録免許税領収書貼付欄